

# 資 産 申 告 書

福祉事務所受領印	地域局受領印

横手市福祉事務所長 殿

令和 年 月 日

住 所

氏 名

現在の私の世帯の資産の保有状況は、次のとおり相違ありません。

1. 不動産の売買・譲渡・相続・賃貸借はありますか（ 有 ・ 無 ）

有の場合(該当するものに○)		地 目	変 更 日	所在地、相手方 等
土 地	売買 ・ 譲渡 ・ 相続 ・ 賃貸借			
	売買 ・ 譲渡 ・ 相続 ・ 賃貸借			
建 物	売買 ・ 譲渡 ・ 相続 ・ 賃貸借			
	売買 ・ 譲渡 ・ 相続 ・ 賃貸借			

2. 現金、預貯金、有価証券等

現 金	有 ・ 無					円
預 貯 金	有 ・ 無	預 金 先	口座番号	口座名義人	預貯金額	
					円	
					円	
					円	
有 価 証 券	有 ・ 無	種 類			額 面	
					円	

区 分		保険会社名等	保険料	契 約 者	被保険者名	契約年月
生 命 保 険	有 ・ 無		円			
そ の 他 保 険 ( )	有 ・ 無		円			

※ 生命保険及びその他保険については、世帯員が契約しているものを記入してください。

### 3. その他の資産

区 分		使用状況	所有者名	車 種 等	年 式	費 用 等
自 動 車 (バイク等を含む)	有 ・ 無	未使用				購入時 円
		使用中				残債額 円
貴金属やその 他高価なもの	有 ・ 無					

### 4. 負債（借金）

有 ・ 無	当初借入金	残 債 額	借入先及び借入年月
		円	円

(根拠法令)

昭和 38 年 4 月 1 日 社発第 246 号

各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省社会局長通知第 3 より抜粋

(第 97 次改正 平成 27 年 3 月 31 日社援発 0331 第 6 号)

要保護者からの資産に関する申告は、資産の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、上記の申告を書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証する資料がある場合には、提出を求めること。

(注意)

- 1 この申告書は、保護を受けようとする者（保護受給中の者も含む）が記入してください。
- 2 書ききれない場合は、別の用紙に記入の上うえ、添付してください。
- 3 虚偽の申告をして生活保護法の保護を受けた場合は、生活保護法第 78 条の規定により保護費の返還を求める他、生活保護法第 85 条の規定により 3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処されることがあります。

平成 28 年 1 月 1 日適用